

【「損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に関するパブリックコメントに対する意見提出】

項番	該当箇所	意見
1	別紙2 第二号	<p>保険業法施行規則第83条第3号テに定める「事業活動損害保険」を指しているという理解でよいか。その理解でよい場合、「事業活動損害保険」は保険業法施行規則第83条第3項イからエまでには明記されていない事業活動に伴い事業者が被る損害を対象としたバスケット条項であるため、幅広い商品が該当するが、検討の余地があると考えている保険種目は主としてどのようなものが考えられるか。</p>
2	別紙2	<p>これらはいくまで参考純率の算出を行うことができる保険種類を列挙したものであり、実際にどの種目において参考純率の算出が行われるかについては、参考純率化されていない医療費用保険や介護費用保険のように、損害保険業界のニーズ等も踏まえつつ、参考純率の基礎となるデータの収集や整備の状況や、その影響等を考慮し、適合性審査等も通じて適切に判断していくという理解でよいか。</p>
3	別紙2	<p>「賠償責任保険」、「労働者災害補償責任保険」、「動産総合保険」は、それぞれ保険業法施行規則第83条第3号ワ、ヨ、ウに定める保険種目を指しているという理解でよいか。また、「ペット保険」とは個人が飼育する犬や猫などの動物について、その医療費（入通院、手術）の実費を補償する保険という理解でよいか。</p>